

部 課 長 各 位

中間市長 福 田 浩

令和6年度予算編成方針

1. 我が国の動向と経済状況

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け大胆な改革を進めるとの基本方針が示されている。その中では、「新しい資本主義」を加速させるため、構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、「グリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）」や「デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）」の加速といった投資の拡大、「こども未来戦略方針」に基づく少子化対策・こども政策の抜本強化等に重点的に取り組むとしている。また、コロナ禍を脱し経済が正常化していく中で、歳出構造を平時に戻し、中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営を行っていく方針も示されている。地方公共団体においても、重点政策への対応と持続可能な財政運営の両立を図っていくこととなり、地方財政を取り巻く状況は、今後も厳しいものになると考えられる。

また、内閣府が発表した本年9月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している」としているものの、「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」ともしている。国の令和4年度税収は3年連続で過去最高を更新しており、本市の税収も回復傾向にあるものの、依然として景気回復の実感を得られているとは言いがたい状況であり、物価高騰や景気の下振れ等が市民生活や地域経済に大きく影響を与える懸念もあって、先行きは不透明かつ財政状況は予断を許さない状況であると言わざるを得ない。

2. 本市の財政状況

本市の財政は、人口減少、少子高齢化、下水道事業の推進等の影響により、歳入が伸び悩む一方で、歳出においては社会保障関連経費及び繰出金等が増加し歳出超過に

陥った結果、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、財源不足を基金からの繰入により補う状況が続いた。その結果、一般会計基金残高が約 25 億円以上減少し、財政調整基金残高は約 1 億 3 千万円と枯渇状態に陥った。

そこで、令和元年度から予算編成に枠配分方式を導入したほか、借換債を実施するなど、収支及び財政構造の改善に取り組んだ結果、令和 2 年度決算においては、財政調整基金を 6 年ぶりに積み増し、財政指標も改善することができており、令和 3 年度以降の決算においても、この傾向を継続することができている。しかしながら、これは、ふるさと納税や土地売却収入といった臨時的収入の増加、コロナ禍で図らずも給付費や施設の管理運営費等が減少するといった効果、影響があったことにも支えられた結果であり、本質的な収支の改善には至っておらず、財政健全化は未だ途上である。

3. 改善に向けた取組みと成果

令和元年度以降の財政状況改善に向けた主な取組みと成果は、次のとおりである。

- ・予算の枠配分 予算編成方法を従来の財政主導による積上方式から、部局での事業マネジメントに主体をおいた枠配分方式に転換し全庁的に取り組んだ結果、令和 2 年度から令和 5 年度までの各年度では当初予算での一般財源総額を令和元年度と比較すると平均約 2 億 8 千万円の削減が図れた（効果額はその他の取組みとも合わせてのもの）。
- ・借換債（一般会計） 令和元年度に約 42 億円の地方債の借換を実施し返済期間を延長した結果、令和 7 年度までの返済額を繰り延べることができた（令和 2 年度の減少効果額は、約 7 億円である）。
- ・資本費平準化債 新たな起債に取組み資金確保を図ることで、公共下水道事業特別会計（現公共下水道事業会計）への繰出金が抑制された。
- ・借換債（公共下水道事業会計） 令和 2 年度に約 46 億円の地方債の借換を実施した結果、当該会計への繰出金を削減することができた。
- ・公共施設の廃止 東部及び西部出張所、中央公民館及び働く婦人の家を令和 2 年度に廃止することで、施設の運営管理費を削減することができた。
- ・市立病院の廃院 経営改善が見込まれない市立病院を令和 2 年度で廃院したことで、一時的には多額の財政負担が生じたが、将来に向けた財政リスクを回避することができた。
- ・入札制度改革 令和 2 年度に電子入札を導入した結果、入札落札率が改善した。

4. 今後の課題

(1) 予算の枠配分方式での事業整理

経常的な歳入に見合った歳出とする予算を編成する必要があり、これまでも歳出抑制に一定の効果は上がっているが、事業単位での取捨選択が十分できているとは言えない。また、地方債の借換による効果が発揮されるのは令和7年度までと猶予はないことから、早期に決定プロセスを確立し本質的な収支の改善を図らなければならない。

(2) 歳入の減少

人口減少と少子高齢化の進展により市税収入の減少が予測されることに加え、物価高騰や景気の下振れ等による市税の減収が懸念される場所である。これまで好調であったふるさと納税についても、ピークとなった令和2年度と比較すると半分以下に落ち込んでいるが、自治体間競争の激化もあって、増収に繋げることは容易なことではない。また、新たな安定的財源や大規模な臨時的収入も容易には見込めない状況である。

(3) 今後10年の行政需要及び基金残高の目標額

学校再編や老朽化した公共施設の維持保全等に係る今後10年間の追加的な需要額は、一般財源ベースの概算で100億円以上と見込んでおり、再編の規模や内容によってはその額が大幅に膨らむことも予測される。

令和4年度末の基金残高は、財政調整基金では約45億円、一般会計全体では約64億円となっているが、年度間の財源調整や災害復旧時の財源、上記行政需要等を勘案すると、当面の基金残高の目標として、財政調整基金では70億円、一般会計全体では100億円程度を確保する必要があると考える。

(4) 新型コロナウイルス感染症等の影響と経済社会構造の変化

新型コロナウイルス感染症は未だ終息しておらず、引き続き感染状況を注視していく必要があるものの、平時に近づきつつある。コロナ禍を契機として大きく変化した経済社会構造に的確に対応するため、DXやGXを推進していかなければならないが、その財政的負担は多大なものが見込まれる。

(5) 行政の広域化の推進

人口減少及び少子高齢化が進む中で、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行うため、行政の広域化を検討、推進する必要がある。消防組織及び水道事業については、既に指示した具体的な広域化への取組みを引き続き推進していかなければならない。

5. 予算編成の方針

令和5年4月1日施行の中間市財政運営基本条例（以下「条例」という。）では、「健全で規律ある財政運営の確保を図り、もって市民の福祉の維持向上に資すること」を目的と規定しているが、人口減少、少子高齢化社会において、真に必要な行政サービスを維持していくとともに、将来世代に対して過度な負担を残さない市政運営を行うためには、持続可能な行財政基盤の確立は最優先かつ最重要の課題である。本市の財政を取り巻く状況は依然として厳しく、物価高騰といった諸課題にも直面し、また、その影響の長期化が予想される中で先行きは非常に不透明であるが、「財政健全化なくして住民福祉の向上なし」との強い信念と覚悟の下、職員一丸となって条例の趣旨に則った予算編成に取り組むこと。

（1）枠配分方式による予算編成

歳入に見合った歳出とする予算の枠配分方式に基づき、部長級職員の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、主体的かつ積極的に予算見積りと内部調整を行うものとする。また、今年度も引き続き、特に新規事業及び事業の拡充に当たる部分を中心に、庁議等を通じてその実施の可否を決定するとともに、継続事業及び経常的経費を含む全体の調整を図る方針である。予算編成に当たっては、前例踏襲に陥らず、全ての事業に対し見直しを行い、既存事業の廃止や新規事業の抑制（国策等は除く）、歳入確保などに最大限努力し財政健全化に努められたい。

物価高騰対策及びポストコロナに向けた施策について、積極的かつ果敢に取り組み必要があるが、これらの経費についても財源を最大限確保するとともに、予算の枠配分の範囲内に収めるよう調整すること。

（2）財政収支の試算

条例第14条に基づき試算した令和6年度の歳入及び歳出の概算額は別添のとおりであるが、多額の財源不足が生じる見込みという非常に厳しいものとなっている。予算編成過程においては、この収支不均衡の是正に向け、歳出削減及び財源確保、事業見直し等の内部調整を行うこと。

（3）政策

国は「人口減少克服と地方創生を実現するためには、同一地方自治体内における政策を検討するだけでなく、地方自治体間の連携を深め、広域的な経済を念頭に置いた政策を推進することが不可欠である」としており、本市においても、平成28年3月から「中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し地方創生に関する施策を戦略的に実行している。また、最上位計画である総合計画についても、現在第5次総合計画基本構想の策定に係る議案の審議がなされているところである。令

和6年度予算では、この総合戦略を踏まえ、総合計画の策定も見据えつつ事業展開を行うこと。

なお、新たな政策の実施にあたっては、条例第4条の規定に則り安定的財源を確保すること。

(4) 特別会計、公営企業会計

予算枠配分は、一般会計のみで実施しているが、特別会計、公営企業会計には多額の繰出を行っており、これが本市の財政に及ぼす影響は大きい。このため、これらの会計においても、一般会計と同様に事業整理と経費削減を行うこと。また、保険料や使用料等については、料金改定等も含め受益者負担の原則の徹底を行うこと。

(5) 重要な留意事項について

①監査委員からの指摘事項等については確実に改善するとともに、「中間市予算事務規則」、「中間市財務規則」、「中間市契約事務規則」等に基づき、法令を遵守した適正かつ適切な予算執行が図れるよう、十分に検討した上で予算計上を行うこと。部局における内部チェックを徹底すること。

②予算はあくまで見積りであり、状況の変化等には臨機応変に対応しなくてはならないが、執行に際して安易に予算科目を変更したりすることは、予算体系を乱しかねないものであるとともに、議決予算の軽視に当たることから、款項目や事業区分、予算科目の設定に当たっては十分に検討した上で適切な計上に努めること。特に委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金については、個別具体的な名称を予算書（予算に関する説明書）に記載している趣旨に鑑み、内容に即した名称とするとともに、異なる内容のものを混在して計上することのないよう留意すること。

③債務負担行為について、当初予算編成時点で計上可能なものは遺漏なく当初予算に計上すること。初年度に支出がないものについては、特に注意すること。

④かねて通達したとおり、事業を実施する課が責任をもって予算計上し内容説明を行うこととし、予算計上課と事業担当課が異なることのないようにすること。

⑤補正予算については、当初予算編成時点では見込めなかった経費を計上することが原則であり、主な例としては、国の制度改正や災害復旧等が挙げられる。当初予算編成に当たっては、通年での所要額を的確に見込み、遺漏なく計上すること。なお、補正予算での増額を前提とした数字合わせの当初予算計上は厳に慎むこと。

⑥財政状況や予算に係る編成・執行方針について、これまであらゆる機会を捉えて通達・説明してきたが、未だに状況を理解していない職員や事例が散見される。財政健全化のためには、全庁的な共通認識が必須であることから、所属長においては、部会等を通じて全職員に対し本方針及び資料について周知徹底させること。

⑦予算編成に当たり、その他個別具体的な注意事項等については、別途財政課等から通知することとする。

6. 提出期限

令和5年11月16日（木）まで

※一般会計、特別会計とも期限を超過した提出が散見されるが、編成スケジュールに多大な影響を及ぼすことから、期限を厳守すること。

令和6年度の財政収支試算

令和5年9月作成

中間市財政運営基本条例第14条に定める歳入及び歳出の概算額の試算は次のとおりである。

(1) 一般会計歳入額の概算

(単位:千円、%)

財源区分	R6概算額	R5予算額	増減額	増減率
自主財源 (R6比率:32.6)	6,117,934	5,882,737	235,197	4.0
市税	4,216,085	3,999,733	216,352	5.4
寄附金	601,001	601,001	0	0.0
繰入金	6,735	3,002	3,733	124.4
繰越金	621,600	722,839	△ 101,239	△ 14.0
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入	672,513	556,162	116,351	20.9
依存財源 (R6比率:67.4)	12,623,064	12,122,953	500,111	4.1
地方譲与税	116,713	113,162	3,551	3.1
地方消費税交付金	941,258	933,397	7,861	0.8
地方交付税	5,295,928	5,345,833	△ 49,905	△ 0.9
国庫支出金	4,053,691	3,596,537	457,154	12.7
県支出金	1,510,817	1,447,990	62,827	4.3
市債	546,254	532,414	13,840	2.6
各種交付金(利子割、配当割、株式譲渡所得割、法人事業税、環境性能割、地方特例、交通安全対策特別)	158,403	153,620	4,783	3.1
歳入合計	18,740,998	18,005,690	735,308	4.1

(2) 一般会計歳出額の概算

(単位:千円、%)

款名称	R6概算額	R5予算額	増減額	増減率
1 議会費	172,539	160,424	12,115	7.6
2 総務費	3,430,034	3,163,781	266,253	8.4
3 民生費	9,235,452	8,998,129	237,323	2.6
4 衛生費	1,125,285	1,093,776	31,509	2.9
5 労働費	1,906	5,456	△ 3,550	△ 65.1
6 農林水産業費	88,477	79,429	9,048	11.4
7 商工費	107,505	96,212	11,293	11.7
8 土木費	1,931,806	1,368,558	563,248	41.2
9 消防費	659,893	528,259	131,634	24.9
10 教育費	1,865,275	1,261,502	603,773	47.9
11 災害復旧費	1,000	1,000	0	0.0
12 公債費	1,176,889	1,199,164	△ 22,275	△ 1.9
13 予備費	50,000	50,000	0	0.0
歳出合計	19,846,061	18,005,690	1,840,371	10.2

(3) 財政収支の試算

(単位:千円)

(1) 歳入概算額	18,740,998	
(2) 歳出概算額	19,846,061	
財政収支額 (1)－(2)	△ 1,105,063	= 財源不足額

<財政収支の試算方法について>

○ 共通事項

- ・試算時期における現行制度を基本とし、原則として不確定事項は反映せずに試算している。
- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰、国際情勢等の影響による著しい変動は見込んでいない。

○ 歳入に関する事項

- ・市税については、令和4年度決算額を基本とし、令和5年度調定額を加味して計上している。
- ・地方交付税について、普通交付税は令和5年度交付基準額で、特別交付税は令和4年度決算額に逓減率を加味して計上している。
- ・国庫及び県支出金は、歳出の試算に応じて計上している。
- ・市債について、臨時財政対策債は令和5年度発行可能額に令和6年度の概算伸び率を加味して、それ以外は歳出の試算に応じて計上している。
- ・寄附金について、ふるさと納税は令和4年度決算額を参考に計上している。
- ・繰入金は、歳出の試算と連動するもののみ計上し、財源調整のための繰入は行わないものとしている。
- ・繰越金は、普通会計における赤字回避、国県支出金の返還金及び令和4年度決算黒字の一部を活用して行う事業に必要な額を計上している。
- ・地方譲与税及び各種交付金については、令和2～4年度決算額の平均を基本とし、一部は普通交付税の令和5年度基準額等を加味して計上している。
- ・分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入については、令和4年度決算額及び令和5年度予算額を基本とし、一部は歳出の試算に応じて計上している。

○ 歳出に関する事項

- ・各部局の試算額を積み上げて計上している。
- ・概算要望段階の事業費も計上している。
- ・公債費は、既発債の償還額を基本とし、令和5年度の借入額を加味して計上している。
- ・特別会計及び企業会計に対する繰出金及び出資金は、各会計における試算額を基に計上している。
- ・積立金について、財政調整基金積立金は8.5億円(繰越金と連動する5.5億円を含む)、減債基金積立金は1億円、その他特定目的基金は令和5年度予算額等を基本として計上している。
- ・災害復旧費及び予備費は、令和5年度予算額を計上している。